

電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表（案）

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
平成27年4月1日施行 令和2年3月30日変更	平成27年4月1日施行 令和__年__月__日変更

業務規程

業務規程

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(変更履歴)	(変更履歴)
平成27年4月1日施行	平成27年4月1日施行
平成27年4月28日変更	平成27年4月28日変更
平成27年8月31日変更	平成27年8月31日変更
平成28年4月1日変更	平成28年4月1日変更
平成28年7月11日変更	平成28年7月11日変更
平成29年4月1日変更	平成29年4月1日変更
平成29年9月6日変更	平成29年9月6日変更
平成30年4月1日変更	平成30年4月1日変更
平成30年6月29日変更	平成30年6月29日変更
平成30年10月1日変更	平成30年10月1日変更
平成31年4月1日変更	平成31年4月1日変更
令和元年7月1日変更	令和元年7月1日変更
令和2年2月1日変更	令和2年2月1日変更
	<u>令和2年3月30日変更</u>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(用語) 第2条 (略) 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～四 (略) 五 「予備力」とは、 <u>供給区域において</u> 、上げ調整力と上げ調整力以外の発電機の発電余力を足したものをいう。 六 「調整力」とは、 <u>供給区域における</u> 周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務に必要となる発電設備(揚水発電設備を含む。)、電力貯蔵装置、ディマンドリスポンスその他の電力需給を制御するシステムその他これに準ずるもの(ただし、流通設備は除く。)の能力をいう。 七 「上げ調整力」とは、 <u>供給区域の需要</u> に対して供給する電気が不足となった場合に対し、電気を供給又は需要を抑制するための調整力をいう。 八 「下げ調整力」とは、 <u>供給区域の需要</u> に対して供給する電気が余剰となった場合に対し、電気の供給を抑制又は需要を増加するための調整力をいう。 九 「需給ひつ迫」とは、 <u>供給区域又は全国の供給力</u> が不足する場合をいう。 十 「下げ代不足」とは、 <u>供給区域において</u> 下げ調整力が不足し、一般送配電事業者たる会員がオンラインで調整ができない発電機の出力抑制によっても電気の余剰が解消できない場合をいう。 十一～四三 (略) (新設)	(用語) 第2条 (略) 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～四 (略) 五 「予備力」とは、上げ調整力と上げ調整力以外の発電機の発電余力を足したものをいう。 六 「調整力」とは、周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務に必要となる発電設備(揚水発電設備を含む。)、電力貯蔵装置、ディマンドリスponsその他の電力需給を制御するシステムその他これに準ずるもの(ただし、流通設備は除く。)の能力をいう。 七 「上げ調整力」とは、需要に対して供給する電気が不足となった場合に対し、電気を供給又は需要を抑制するための調整力をいう。 八 「下げ調整力」とは、需要に対して供給する電気が余剰となった場合に対し、電気の供給を抑制又は需要を増加するための調整力をいう。 九 「需給ひつ迫」とは、供給力が不足する場合をいう。 十 「下げ代不足」とは、下げ調整力が不足し、一般送配電事業者たる会員がオンラインで調整ができない発電機の出力抑制によっても電気の余剰が解消できない場合をいう。 十一～四三 (略) 四四 「需給調整市場」とは、一般送配電事業者たる会員が必要とする調整力を取引する市場をいう。
(意見の聴取等) 第6条 (略) 2 本機関は、理事会において電力系統の運用に重大な影響を及ぼす議決を行うときは、当該議決に先立ち、専門的な知見を有する有識者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。	(意見の聴取等) 第6条 (略) 2 本機関は、理事会において電力系統の運用に重大な影響を及ぼす議決を行うとき <u>その他必要と認めること</u> は、当該議決に先立ち、専門的な知見を有する有識者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。
(供給計画等に関する情報の共有) 第32条 (略) 一～三 (略) <u>四 連系線利用明細</u> 2 (略) 3 (略)	(供給計画等に関する情報の共有) 第32条 (略) 一～三 (略) (削除) 2 (略) 3 (略)
(電源等リストの審査及び登録完了の通知) 第32条の25 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、登録又は変更が完了した電源等リストの情報 <u>(ただし、発電所又は需要家の名称等は除く。)</u> を提供する。	(電源等リストの審査及び登録完了の通知) 第32条の25 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、登録又は変更が完了した電源等リストの情報を提供する。
(接続検討の回答) 第72条 (略) 2 (略) 3 (略)	(接続検討の回答) 第72条 (略) 2 (略) 3 (略)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
一 (略) 二 特定系統連系希望者の <u>工事費負担金対象となる</u> 系統連系工事が第76条に定める規模以上となる場合 電源接続案件募集プロセス(第75条に定める。以下同じ。)の対象となる可能性があること及び同プロセスの開始に至る手続	一 (略) 二 特定系統連系希望者の系統連系工事が <u>電源接続案件一括検討プロセス</u> (第75条に定める。以下同じ。)の対象となる可能性がある場合 電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセスの開始に至る手続
(新設)	(発電設備等に関する契約申込みにおける保証金の算定方法) 第74条の2 本機関は、系統連系希望者が発電設備等に関する契約申込みを行う際に必要となる保証金の算定方法について、本機関の理事会において定め、公表する。
第3節 電源接続案件募集プロセス (電源接続案件募集プロセスの実施) 第75条 本機関は、特別高圧の送電系統(特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下、この節において同じ。)の増強工事に関して、 <u>入札その他の</u> 公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する(以下「電源接続案件募集プロセス」という。)。	第3節 電源接続案件一括検討プロセス (電源接続案件一括検討プロセスの要請) 第75条 本機関は、効率的な系統整備の観点等から、特別高圧の送電系統(特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下、この節において同じ。)の工事(保護継電器等により発電抑制を実施する場合は除く。)に関して、公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する手続(以下「電源接続案件一括検討プロセス」という。)を開始することが必要と判断した場合には、一般送配電事業者たる会員に対し電源接続案件一括検討プロセスの開始を要請する。 2 本機関は、前項の電源接続案件一括検討プロセス開始の必要性の有無を検討するにあたっては、同プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者たる会員の意見を聴取する。
(電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性がある系統連系工事) 第76条 接続検討の回答において、電源接続案件募集プロセスに関する説明対象となる第72条第3項第2号に定める系統連系工事の規模は、次の各号を満たす系統連系工事とする。 一 系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事に特別高圧の送電系統の増強工事が含まれること。 二 接続検討の回答における工事費負担金を接続検討の前提とした最大受電電力(ただし、既設の発電設備等の最大受電電力を増加させる場合は、最大受電電力の増加量)で除した額が、本機関の理事会が定める額を超えること。 2 本機関は前項第2号の額を公表するものとする。	第76条 削除
(電源接続案件募集プロセスの開始) 第77条 本機関は、特別高圧の送電系統の増強工事に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、電源接続案件募集プロセスを開始する。 一 系統連系希望者から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合 二 一般送配電事業者たる会員から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で本機関が同プロセスを開始することの合理性を認めたとき 三 本機関が効率的な系統整備の観点等から同プロセスを開始することが必要と判断したとき 四 第96条第1項に掲げる場合 2 本機関は、前項第1号により同プロセスの申込みを受け付けた場合は、一般送配電事業者たる会員にその旨を通知する。 3 本機関は、第1項第3号により同プロセス開始の必要性の有無を検討するときは、同プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者たる会員の意見を聴取する。 4 第1項にかかわらず、本機関は、次の各号に掲げるときは同プロセスを開始しない。 一 電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統に関し、計画策定プロセス又は電源接続案件募集プロセスが開始されており、同プロセスを開始する必要性がないとき	第77条 削除

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>二 直近で同一の送電系統に関し、電源接続案件募集プロセスを実施したにもかかわらず同プロセスが不成立となった場合</p> <p>三 系統連系希望者から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、同プロセスが開始されるまでに、接続検討の前提となる事実関係が変動したことによって、系統連系工事の規模が第76条第1項に定める規模を下回る結果となった場合</p> <p>5 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始する場合は、一般送配電事業者たる会員と協議の上、第80条第1項に基づき策定する募集要綱を公表するまでの間、電源接続のために当該送電系統に暫定的に確保する容量を定める。</p> <p>6 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始した場合は、速やかに、その旨及び前項により定めた電源接続のために当該送電系統に暫定的に確保する容量を公表するとともに、一般送配電事業者たる会員に通知する。</p> <p>(接続検討の前提となる事実関係が変動した場合の取扱い)</p> <p>第78条 本機関は、系統連系希望者から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合(同プロセスの開始を希望する旨の意向を受けた場合を含む。)において、接続検討の回答後、他の系統連系希望者から電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強を含む契約申込みが行われ、当該送電系統の状況が変化したこと等によって、前条第4項第3号に該当することが明らかとなつたときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる説明を行う。</p> <p>一 接続検討の回答後、接続検討の前提となる事実関係が変動したことによって、系統連系工事の規模が第76条第1項に定める規模を下回るため、電源接続案件募集プロセスが開始されない旨</p> <p>二 前号において、系統連系希望者が単独での系統連系を希望する場合には、契約申込みが必要となる旨及び同申込手続の内容(接続検討の申込みが必要となる可能性がある旨を含む。)</p> <p>(単独負担意思のある系統連系希望者の募集)</p> <p>第79条 本機関は、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強を含む契約申込みを行う系統連系希望者が見込まれる場合において、当該系統連系希望者の単独負担を前提に送電系統の増強を行うことが効率的な設備形成を阻害しないと認められるときは、同プロセス開始前に当該系統連系希望者を募集することができる。ただし、募集期間は1か月を超えることはできない。</p> <p>(募集要綱の策定等)</p> <p>第80条 本機関は、電源接続案件募集プロセスの開始後、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、募集する容量、電源接続のために当該送電系統に暫定的に確保する容量その他同プロセスの前提条件について検討を行い、プロセスごとに募集要綱においてこれを定める。</p> <p>2 本機関は、募集要綱の内容を公表し、一般送配電事業者たる会員に通知する。</p> <p>(系統連系希望者からの応募の受付)</p> <p>第81条 本機関は、募集要綱に基づき、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。</p> <p>2 本機関は、前項の応募の受付に際し、接続検討の申込みの受付を行う。</p> <p>3 本機関は、前項に基づき受け付けた接続検討について、第2節に準じ、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p> <p>4 前項にかかわらず、本機関は、必要と認める場合には、募集要綱に基づき、一般送配電事業者たる会員に対し、接続検討に関する申込みの受付、検討、回答その他業務を依頼することができる。</p>	<p>変更後(変更点に下線)</p> <p>二 直近で同一の送電系統に関し、電源接続案件募集プロセスを実施したにもかかわらず同プロセスが不成立となった場合</p> <p>三 系統連系希望者から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、同プロセスが開始されるまでに、接続検討の前提となる事実関係が変動したことによって、系統連系工事の規模が第76条第1項に定める規模を下回る結果となった場合</p> <p>5 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始する場合は、一般送配電事業者たる会員と協議の上、第80条第1項に基づき策定する募集要綱を公表するまでの間、電源接続のために当該送電系統に暫定的に確保する容量を定める。</p> <p>6 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始した場合は、速やかに、その旨及び前項により定めた電源接続のために当該送電系統に暫定的に確保する容量を公表するとともに、一般送配電事業者たる会員に通知する。</p> <p>(接続検討の前提となる事実関係が変動した場合の取扱い)</p> <p>第78条 削除</p> <p>第79条 削除</p> <p>(電源接続案件一括検討プロセス実施に関する手続等の公表)</p> <p>第80条 本機関は、電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続、その他同プロセスを円滑に運営するために必要となる事項を定め、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</p> <p>(削除)</p> <p>(特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付)</p> <p>第81条 本機関は、送配電等業務指針に基づき電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合は、募集対象となる送電系統への連系等を希望する特定系統連系希望者から、接続検討の申込みの受付を行う。</p> <p>(削除)</p> <p>2 本機関は、前項に基づき受け付けた接続検討について、第2節に準じ、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p> <p>(削除)</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(接続検討の回答を踏まえた系統連系希望者の募集) 第82条 本機関は、前条の接続検討の回答内容を踏まえた上で、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者を再度募集する。 (新設)	(接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等) 第82条 本機関は、一般送配電事業者たる会員から送配電等業務指針に定める接続検討の回答内容を踏まえた上で、再度の接続検討(以下「再接続検討」という。)を行う旨の通知を受けたときは、再接続検討の申込みの受付を行う。 2 本機関は、前項に基づき受け付けた再接続検討について、第2節に準じ、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。
(新設)	(電源接続案件一括検討プロセスにおける保証金の算定方法) 第82条の2 本機関は、系統連系希望者が電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みを行う場合に必要となる保証金の算定方法について、本機関の理事会において定め、公表する。
(優先系統連系希望者の決定手続) 第83条 本機関は、原則として、入札手続に基づき、連系等の優先順位(以下「系統連系順位」という。)を決定し、当該順位にしたがって、前条の募集に応募した系統連系希望者の中から優先的に送電系統の容量を確保することができる系統連系希望者(以下「優先系統連系希望者」という。)を決定する。 2 本機関は、優先系統連系希望者の決定後速やかに、優先系統連系希望者にその旨を通知する。 3 優先系統連系希望者の決定方法の詳細は募集要綱に定める。	第83条 削除
(再接続検討の実施) 第84条 本機関は、優先系統連系希望者の決定後速やかに、一般送配電事業者たる会員に対し、優先系統連系希望者の接続検討申込みの内容及び系統連系順位を前提とした接続検討(以下「再接続検討」という。)の実施を依頼する。 2 再接続検討における各優先系統連系希望者の工事費負担金の額は、募集要綱に基づき算出する。 3 本機関は、優先系統連系希望者に対し、再接続検討の結果を通知する。	第84条 削除
(工事費負担金を共同負担する意思の確認) 第85条 本機関は、前条第3項の通知後、各優先系統連系希望者に対し、工事費負担金を共同負担する意思を有するか否かを確認する。 2 本機関は、全ての優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できた場合には、各優先系統連系希望者の工事費負担金の額を確定させるものとする。	第85条 削除
(工事費負担金を共同負担する意思を確認できなかった場合の取扱い) 第86条 本機関は、前条第1項による確認の結果、優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できなかった場合は、当該優先系統連系希望者を除外した上で、募集要綱にしたがって、再度、優先系統連系希望者を決定する。 2 本機関は、第84条に準じ、一般送配電事業者たる会員に対し、再接続検討の実施を依頼し、その結果を前項に基づき決定された優先系統連系希望者に通知する。 3 本機関は、前条に準じ、第1項に基づき決定された優先系統連系希望者に対して、工事費負担金を共同負担する意思を有するか否かを確認する。	第86条 削除
(電源接続案件募集プロセスの成立及び不成立) 第87条 電源接続案件募集プロセスは、一般送配電事業者たる会員と全ての優先系統連系希望者との間で工事費負担金の補償に関する契約が締結された場合に成立するものとする。 2 電源接続案件募集プロセスは、同プロセスの対象となる送電系統の増強工事に必要となる工事費負担金に対し、各系統連系希望者の負担金の総額が不足することが明らかとなった場合に不成立とする。	第87条 削除

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
3 本機関は、電源接続案件募集プロセスが成立又は不成立となった後遅滞なく、同プロセスの結果を公表する。	
(電源接続案件募集プロセスの期間) 第88条 本機関は、電源接続案件募集プロセスの開始日から原則として1年以内に、系統増強を行うための工事費負担金を共同負担する発電設備等系統連系希望者及び工事費負担金の額を決定し、電源接続案件募集プロセスを完了させるものとする。	第88条 削除
(電源接続案件募集プロセスの中止) 第89条 本機関は、想定される系統増強工事の規模(工事費負担金の額及び工期を含む。)や過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、電源接続案件募集プロセスを継続したとしても、 <u>同プロセスが不成立となる蓋然性が高いと判断したときは、同プロセスを中止することができる。</u>	(電源接続案件一括検討プロセスの中止等) 第89条 本機関は、想定される系統増強工事の規模(工事費負担金の額及び工期を含む。)や過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、電源接続案件 <u>一括検討プロセス</u> を継続したとしても、 <u>全ての系統連系希望者が連系等を行うことが不可能となる蓋然性が高いと判断した場合、又は系統連系希望者の公平性が確保できないと判断した場合等、同プロセスを中止または中断すべき合理的な理由がある場合は、一般送配電事業者たる会員に対し、その理由を通知するとともに、同プロセスの中止又は中断を要請する。</u>
2 本機関は、 <u>電源接続案件募集プロセスを中止するときは、同プロセスの申込者又は応募者(応募を希望する者を含む。)に対して、意見を聴取する。</u> 3 本機関は、 <u>電源接続案件募集プロセスを中止するときは、同プロセスの経過及び同プロセスを中止する理由を公表する。</u>	2 本機関は、 <u>前項の要請を行うときは、同プロセスを実施している一般送配電事業者たる会員から、意見を聴取する。</u> (削除)
(リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募) 第94条 本機関は、募集要綱にしたがって、プロセス対象送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。 2 本機関は、前項の応募の受付については、 <u>第81条を準用する。</u> (新設) (新設)	(リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募) 第94条 本機関は、募集要綱にしたがって、プロセス対象送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。 2 本機関は、前項の応募の受付に際し、接続検討の申込みの受付を行う。 3 本機関は、前項に基づき受け付けた接続検討について、第2節に準じ、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。 4 前項にかかわらず、本機関は、必要と認める場合には、募集要綱に基づき、一般送配電事業者たる会員に対し、接続検討に関する申込みの受付、検討、回答その他業務を依頼することができる。
(連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い) 第96条 本機関は、連系希望量が、プロセス対象送電系統の接続可能量を超える場合には、リプレース案件系統連系募集プロセスに応募した連系希望者を対象として、プロセス対象送電系統において電源接続案件募集プロセスを開始する。 2 本機関は、前項の場合において、電源接続案件募集プロセス以外の公平性が確保された方法によって、対象となる全ての連系希望者が工事費負担金を共同負担する意思を有することを確認できたときは、同プロセスを省略することができる。 3 本機関は、 <u>第1項に基づき電源接続案件募集プロセスを実施する場合には、第81条に定める接続検討申込みを不要とすることができる。</u> 4 本機関は、第1項に掲げる場合において、応募締切時点から電源接続案件募集プロセスの募集容量の公表日までの間、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量を定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。 5 本機関は、 <u>第1項に基づき開始した電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合(中止した場合を含む。)には、募集要綱を変更して、再度、同プロセスを実施する。ただし、電源接続案件募集</u>	(連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い) 第96条 本機関は、連系希望量が、プロセス対象送電系統の接続可能量を超える場合には、リプレース案件系統連系募集プロセスに応募した系統連系希望者を対象として、プロセス対象送電系統において <u>第75条第1項に基づき、一般送配電事業者たる会員に対し電源接続案件一括検討プロセスの開始を要請する。</u> 2 本機関は、前項の場合において、電源接続案件一括検討プロセス以外の公平性が確保された方法によって、対象となる全ての連系希望者が工事費負担金を共同負担する意思を有することを確認できたときは、同プロセスを省略することができる。 (削除) 3 本機関は、第1項に掲げる場合において、応募締切時点から電源接続案件一括検討プロセス開始の公表日までの間、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量を定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。 (削除)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
プロセス以外の公平性及び中立性が確保された手続によって、優先系統連系希望者を決定することができるときは、当該手続によることができる。	
(契約申込みに伴う回答内容の確認) 第97条 本機関は、本機関が第72条第1項により特定系統連系希望者に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。 2 (略) 3 (略)	(契約申込みに伴う回答内容の確認) 第97条 本機関は、本機関が第72条第1項及び第82条第2項により特定系統連系希望者に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。 2 (略) 3 (略)
(需給状況の監視等のための計画等の取得) 第107条 本機関は、需給状況の監視その他の本機関の業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める計画その他の情報の提出を受ける。 一・二 (略) 三 一般送配電事業者たる会員 次のアからオまでに定める計画及び情報 ア～オ (略) (新設) 四・五 (略) 2 (略)	(需給状況の監視等のための計画等の取得) 第107条 本機関は、需給状況の監視その他の本機関の業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める計画その他の情報の提出を受ける。 一・二 (略) 三 一般送配電事業者たる会員 次のアからカまでに定める計画及び情報 ア～オ (略) カ 需給調整市場の約定結果によりマージンとして確保する連系線の容量 四・五 (略) 2 (略)
(新設)	(需給調整市場に係る運用容量及びマージン上限の通知) 第133条の3 本機関は、需給調整市場における調整力の取引に必要な断面において、当該連系線の運用容量及び調整力の取引ができるマージンの上限を一般送配電事業者に通知する。
第15章 緊急災害対応	第15章 緊急災害対応及び災害時連携計画の検討等
(新設)	第1節 緊急災害対応
(新設)	第2節 災害時連携計画の検討等
(新設)	(災害時連携計画の検討) 第176条の2 本機関は、法第33条の2第3項に基づき、災害時連携計画（法第33条の2第1項に基づき一般送配電事業者たる会員が経済産業大臣に届け出なければならない災害時連携計画をいう。以下同じ。）の検討の業務を行う。
(新設)	(災害時連携計画の提出) 第176条の3 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から災害時連携計画の提出を受ける。
(新設)	(災害時連携計画の検討等) 第176条の4 本機関は、一般送配電事業者たる会員から災害時連携計画の提出を受けたときは、法第33条の2第3項に基づき、本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、検討を行う。この場合、本機関は、必要に応じ、災害時連携計画を提出した一般送配電事業者たる会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。 2 本機関は、国の政策方針又は審議会等における審議の結果を考慮し、理事会において災害時連携計画の確認における考慮事項を定め、その結果を公表する。
(新設)	(災害時連携計画の送付)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
	<u>第176条の5</u> 本機関は、一般送配電事業者たる会員から提出を受けた災害時連携計画に意見があるときは当該意見を付して、速やかに、経済産業大臣に送付する。
(新設)	<p>(災害時連携計画の変更)</p> <p><u>第176条の6</u> 本機関は、一般送配電事業者たる会員が災害時連携計画を変更したときは、送配電等業務指針に定めるところにより、当該会員から変更した事項の提出を受ける。</p> <p>2 本機関は、前項により会員から変更した災害時連携計画の変更した事項を受け取ったときは、<u>第176条の4</u>に準じ、検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに、経済産業大臣に送付する。</p>
附則(平成27年4月28日) (平成26年度までに一般電気事業者たる会員から接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者による本機関に対する電源接続案件募集プロセス開始の申込みの扱い) 第3条 平成26年度までに一般電気事業者たる会員から接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者は、接続検討の回答における系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれ、かつ、工事費負担金対象となる系統連系工事が送配電等業務指針に定める規模以上となる場合には、第44条の3に準じて、本機関に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行うものとする。	附則(平成27年4月28日) 第3条 削除
(新設)	<p>附則(令和 年 月 日) (施行期日)</p> <p><u>第1条</u> 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p> <p>2 前項にかかわらず、<u>第72条、第74条の2、第75条から第89条まで、第94条、第96条、第97条及び附則(平成27年4月28日)第3条の規定は、令和2年10月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は全ての一般送配電事業者による電源接続案件一括検討プロセスの導入に関する託送供給等約款の変更の効力が生じた日のいずれか遅い日から施行する。</u></p> <p>3 第1項にかかわらず、<u>第2条、第107条、第133条の3の規定は、令和3年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u></p>